

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第7号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（選考により採用する職）</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>（1） 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護主任及びこれに相当する職以上の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（選考により採用する職）</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>（1） 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護師長及びこれに相当する職以上の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p>

第2条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（選考により採用する職）</p>	<p>（選考により採用する職）</p>

<p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち教諭及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち教諭及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護主任及びこれに相当する職以上の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護主任及びこれに相当する職以上の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の任用に関する規則第19条第1項第1号の規定は、平成20年3月21日から適用する。